

(第2号議案)

平成21年度運動方針、 組織・事業活動方針 (案)

■運動方針 (案)

1 司法制度改革のさらなる前進

- (1) 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法改正の実現
- (2) 司法書士自治に基づく懲戒制度の確立
- (3) 司法制度改革への継続的取り組み
 - (a) 簡裁代理権の完全化に向けて
 - (b) 登録前研修の義務化による登録前研修修了者への簡裁代理権の付与
 - (c) 家事事件および民事執行事件の代理権の獲得に向けて
 - (d) 司法書士の専門性を活かしたADRの推進

2 利用しやすい登記制度の実現

- (1) 登記オンライン化に伴う改善について
 - (a) 添付情報を省略化すること
 - (b) 登記の真正担保のための本人確認情報の必須化と登記識別情報制度の廃止
 - (c) 司法書士の立会による登記手続と代金決済の同時履行の堅持——代金決済後の登記識別情報の詐欺的な失効申出の阻止、登記識別情報失効停止期間申出の制度化——
 - (d) 登記代理権不消滅の規定の実効性の確保
 - (e) オンライン申請によるインセンティブの拡大

(2) 「登録免許税制」から「登記手数料制」への抜本的見直しに向けて

(3) 国民の意思に反する登記所の統廃合の反対

(4) 住民票除票・消除された戸籍の附票の保存期間を延長し、市民からの謄本交付請求に応じること

3 除籍、改製原戸籍の保存期間およびその謄本等の交付期間を少子高齢化社会に耐えうる期間に伸長すること

- (1) 除籍、改製原戸籍の役割
- (2) 高齢化社会の到来

■（第2号議案）平成21年度運動方針、組織・事業活動方針（案）

- (3) 少子化の進行
- (4) 法定相続人の確定不能による人権侵害の発生

4 消費者問題への対応

- (1) 特定商取引法・割賦販売法等への対応
- (2) 消費者庁創設・消費者行政一元化への対応
- (3) 多重債務者問題・金利問題
- (4) 東京地方裁判所民事第20部問題への対応

5 中小企業の事業承継支援への取組み

6 公共嘱託登記司法書士協会への協力・支援

7 社団法人成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援——成年被後見人に選挙権を付与する運動——

■組織・事業活動方針（案）

- 1 顧問議員、友好議員との連携、交流と情報収集の強化
- 2 司法書士他団体との協力関係の強化
- 3 広報活動の強化
- 4 財政基盤の強化
- 5 支部活動・地区活動の強化
- 6 会員の活動への連携強化

■運動方針 (案)

1 司法制度改革のさらなる前進

(1) 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法改正の実現

簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する法律相談権を確立するための司法書士法改正を早期に図ること

(平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」)

司法書士は、従来から登記業務や裁判所提出書類作成を通じて法律相談を受け、国民の権利の保護に努めてきた。

昭和52年、昭和54年には司法書士の法律判断権を認める裁判例が現れ、昭和52年に改定された旧司法書士報酬規定では登記相談料から相談料に科目変更された。

そして、平成14年の司法書士法改正によって、司法書士の法律相談権は、司法書士法3条1項5号相談および同7号相談として明文化されるに至った。

東京司法書士会においても、本会・墨田・三多摩の各総合相談センター、調停センター「すてっき」、市区町村の自治体窓口、法テラス窓口、法務局窓口、各支部における法律相談会などで、あまねくかつ日常的に多様な法律相談を受けている現状がある。

しかし、近年、司法書士の相談業務の範囲が従前より狭められる解釈運用がなされる傾向がある。

法テラスにおける情報提供業務について、司法書士への振り分けは、「140万円を超えない民事に関する紛争」のみが基準とされていて、140万円を超える本人訴訟のための司法書士への相談を排除している。また、地方自治体の行う無料相談において司法書士を相談担当者とする場合には、「140万円を超えない民事に関する紛争」に限る旨弁護士会から要請されている自治体もある。

司法書士の法律相談権について、このように簡易裁判所の事物管轄に限定することは、国民の司法アクセスの障害にこそなれ、司法制度改革の理念である国民の司法アクセスの充実とはほど遠い。

誤った法解釈や歪んだ制度によって迷惑や損害を蒙るのは国民である。

国民にとって不都合で不合理な事物管轄による法律相談権の制限は、直ちに撤廃されなければならない。

事物管轄による制限を受けない法律相談権の獲得こそが、国民と協働する真の法律専門家への道である。

当政治連盟は、「制約なき法律相談権の確立に向けた司法書士法の改正の実現」を昨年度に引き続き本年度の最重要課題として活動する。

（2）司法書士自治に基づく懲戒制度の確立

司法書士自治を尊重し、公正妥当な懲戒処分が実施されるよう適正な手続保障（司法書士会の必要的関与、戒告への異議申立権、除斥期間の設置等）の確立に向けた改正を図ること

（平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」）

平成14年の司法書士法改正により司法書士は簡易裁判所の代理権を獲得し、平成16年の不動産登記法の改正により司法書士の業務権限は拡大された。また、平成19年以降、各司法書士会は自ら会則を改正し、本人確認義務と確認記録の保存についての自主規範を定めた。

そうした情勢下、近年会員に対する懲戒処分が増加した。現行の懲戒制度が法務局長の懲戒処分に関して司法書士会の意見が反映される仕組みになっていないため、「国民の権利の保護に寄与することを目的とする」司法書士法の理念と乖離した懲戒事例が散見される。法務局の独自判断による懲戒事例の増加傾向には強い危惧を抱く。さらに、裁判事務や成年後見業務などにおいて、その専門性をもたない法務局長の懲戒処分は、その公正性・妥当性において限界がある。

当政治連盟は、司法書士の自治を尊重し、公正妥当な懲戒処分が実施されるよう適正な手続保障確立に向けて運動を展開していく。

（3）司法制度改革への継続的取組み

（a）簡裁代理権の完全化に向けて

平成20年までに簡裁訴訟代理等関係業務の認定を受けた司法書士は、1万2000名を超えた。司法書士の簡裁訴訟の取扱事件数も平成15年には6049件のところ、平成19年には7万2322件と大きく飛躍した。

ところが、司法書士が取り扱うことのできる事件は訴訟物の価額が140万円を超えないものに限られ、140万円を超えて簡易裁判所を合意管轄とした場合には取り扱うことはできないとされる。

また、140万円を超えた訴訟事件が簡易裁判所に提起された場合でも、司法書士は応訴事件として取り扱うことはできない。調停事件など簡易裁判所で取り扱う事件であるにもかかわらず、価額によって代理権が制限されているのは、国民にとっては著しく利用しにくい制度である。

さらに、司法書士が簡裁代理人として勝訴した場合でも、相手方が控訴すれば控訴審における代理権は失われてしまう。

訴訟の相手方に弁護士が付いた場合、司法書士に照会制度がないことは不公平であり、依頼者の不利益につながる。

これらは、利用者である国民の利便性に適わぬ制度であるので、これまでの司法書士の実績を踏まえた改善が必要である。

司法書士の簡裁代理権をより国民に利用しやすいものとするため、我々は簡裁代理権の完全化に向けて次のとおり司法書士法を改正すべく運動を展開する。

- ① 簡裁を合意管轄とした場合の代理についての目的価額制限の撤廃
- ② 簡裁において応訴した事件の代理についての目的価額制限の撤廃
- ③ 簡裁における調停事件、起訴前の和解事件、支払督促事件の代理についての目的価額制限の撤廃
- ④ 受任事件の上訴審における関与権（補佐人等）の獲得
- ⑤ 司法書士照会制度の獲得

〔表〕 司法書士による簡裁訴訟代理等関係業務などの取扱件数

	裁判書類作成業務	簡裁訴訟代理業務	裁判外和解手続
平成15年	97,213件	6,049件	10,916件
平成16年	83,446件	16,834件	59,561件
平成17年	76,870件	26,858件	112,189件
平成18年	72,977件	44,609件	203,204件
平成20年	76,312件	72,322件	413,945件

* 司法書士会会則基準第93条に基づく業務報告より

(b) 登録前研修の義務化による登録前研修修了者への簡裁代理権の付与

平成19年6月の弁理士法改正により、平成20年10月から新たに弁理士資格を取得するには、試験合格後に実務修習を修了しなければならなくなり、また平成20

年4月から既登録弁理士は継続研修として5年間で70時間以上の研修を受講することが義務づけられた。

一方、司法書士の新人研修会は司法書士試験合格者の8割を超える者が受講し、同時期に簡裁代理権付与のための100時間の特別研修・考査が行われている。

司法書士の簡裁代理権については、制度上不可欠の品質保証機能としてできるだけ多くの会員がこれを取得する必要がある。

当政治連盟は、今後の司法書士試験合格者については、新人研修を整備・充実し、登録前研修を義務化することにより登録前研修修了者に簡裁代理権を付与する制度とするよう運動をする。

(c) 家事事件および民事執行事件の代理権の獲得に向けて

平成14年の司法書士法改正時の附帯決議において、「司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること」（衆議院）とされている。

(イ) 家事事件代理権

上記のとおり司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の実績は大きく伸びている。また、家庭裁判所において成年後見人に選任された司法書士の数も着実に伸びている。親族以外で成年後見人に選任された割合は、弁護士や社会福祉士を抜いて司法書士がトップである。

当政治連盟は、附帯決議を実現するため、継続して家事事件の代理権を求めていくが、当面の措置として、家事事件の甲類審判事件については代理人として、乙類審判事件については補佐人としての司法書士の活用を求める。

(ロ) 民事執行事件代理権

民事執行事件の司法書士の代理権は、自らが代理した少額訴訟（訴額60万円以下）に係る金銭債権に対する執行においてでしか認められない。

国民が民事訴訟等を選択する理由は自らの権利の実現のためであり、判決等に記載された内容の実現を求めているものであることはいうまでもない。

したがって、代理人としての訴訟関与や事物管轄にかかわらず、すべての強制執行事件につき代理権が行使できるよう関係法令を改正すべきである。

(d) 司法書士の専門性を活かしたADRの推進

司法制度改革審議会の意見書は、「隣接法律専門職種の活用等」において、ADRに関し次のように述べている。

ADRを含む訴訟手続外の法律事務に関して、隣接法律専門職種などの有する専門性の活用を図るべきである。具体的な関与の在り方については、弁護士法第72条の見直しの一環として、職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべきである。

司法書士の専門性といえば、不動産登記・商業登記並びに相続・親族などの家事関係の相談および会社法務の相談である。さらにいえば、個人間の金銭トラブルや多重債務問題・消費者問題そして成年後見業務も司法書士の専門とするところである。

東京司法書士会は、平成20年12月、全国22番目のADR機関として法務大臣から認証を受けた。東京司法書士会の場合、個別の弁護士と契約をし、必要と思われるときに弁護士に助言を求める仕組みの民事紛争全般に関するADR機関として立ち上げることができた。

しかし、これまで、家事事件や140万円を超える民事紛争には弁護士を常に同席させる共同実施型でなければ弁護士会の協力が得られず、ADR機関として認証を受けることができないという実態があった。

東京司法書士会のケースを今後の司法書士のADRの進む方向として位置付け、司法書士によるADRが国民の新たな紛争解決の選択肢となりうるよう、十全な機能を発揮できる組織づくりなどの活動を推進する。

2 利用しやすい登記制度の実現

(1) 登記オンライン化に伴う改善について

司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、司法書士に、登記原因証明情報の作成・認証権限、その他添付情報の認証権限等を付与し、もって、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること

(平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」)

不動産登記オンライン申請に関し平成20年1月15日、法務省はいわゆる「別送方式」を認め、平成19年度のオンライン申請件数が1122件(全体の0.02%)から平成20年度中100万件(全体の10%超)と飛躍的増加を記録した。

しかし、法務省が掲げた50%利用率の目標には程遠い数字でもある。原因につ

いて、①住基ネットによる公的個人認証や法人の電子認証の取得が進んでいない、②官公署の証明書の電子化が進んでいない等があげられる。

すなわち、添付書面のほとんどが電子化されていない現状であり、政府の「電子政府戦略」が遅々として進まないことと事情は同じである（注）。

よって、現在の登記識別情報制度と別送方式の組み合わせでは限界があり、独自のシステムを構築しなければ、現状の紙申請を超えることはできない。

（注） 電子政府タイムテーブル＝オンライン利用促進対象手続について、オンライン利用率50%以上を達成（2010年度まで）＝IT新改革戦略（2006年1月19日）。

(a) 添付情報を省略化すること

申請人が作成した登記原因証明情報を不動産取引現場で完全なものとして受領することは稀であり、専門家の補完あるいは作成に拠っている現状を踏まえ、以下の方法により添付情報類の省略化を図るべきである。

- ① 登記原因証明情報の作成権限並びに申請人が作成した情報についてはこれを認証する権限を資格者代理人に与え、資格者代理人が電子署名をなすことにより申請人の署名を不要とする。
- ② 官公署発行の書類(添付情報)について、その事実関係を確認する権限を資格者代理人に与えることでその添付を不要とする。

(b) 登記の真正担保のための本人確認情報の必須化と登記識別情報制度の廃止

登記済証の廃止、登記識別情報の導入は、登記済証が原本性・唯一性を有していたことに比べ、登記識別情報が観念的という性質上、謄写や情報漏れの防止が困難であり、登記申請の真正担保機能が相当劣ることは当初より指摘されていたことである。この機能低下を補うために、専門家による人的補完が不可欠である。特に所有権に関する登記申請については、登記識別情報の提供の有無にかかわらず、専門家による本人確認情報の提供を必須化し、登記の真正担保、国民の権利の保護を十分に図るべきである。

また、登記識別情報の物件ごと・所有者ごとの複数枚の発行により、利用者にとっては登記識別情報の保管・管理・使用等の面において、登記済証制度のときよりも過重な負担が強いられている。また、不動産取引の現場においても、同時履行の実施が困難となり、国民や金融機関、不動産業界等は登記識別情報に対する不信感や不満を持っているのが実状である。

したがって、今以上の大幅なオンライン申請の促進と登記の真実性確保を図るためには、登記識別情報制度の廃止を含めた抜本的な見直しが必要と考える。

すなわち、登記識別情報提供の有無にかかわらず、司法書士による本人確認情報提供を必須化するとともに、登記原因証明情報については(a)のように司法書士がその職責により作成し電子署名することで、当事者本人の電子署名は不要とする制度とすべきである。

(c) 司法書士の立会による登記手続と代金決済の同時履行の堅持——代金決済後の登記識別情報の詐欺的な失効申出の阻止、登記識別情報失効停止期間申出の制度化——

不動産登記規則65条は登記識別情報の失効の申出を規定している。失効申出制度は、登記識別情報が漏えいした可能性がある場合等の対応策として設けられた制度である。しかし、この失効申出が詐欺的に悪用されると、代金決済と登記の同時履行を阻害する要因となり、登記権利者への権利保全がなされない危険性があることは、当初より指摘されているが、いまだ解決されていない。司法書士の立会による代金決済と登記の同時履行を確保し、取引の安全性を確立するために、司法書士の登記識別情報失効停止期間申出の制度を早期に実現すべきである。

(d) 登記代理権不消滅の規定の実効性の確保

不動産登記法17条は本人の死亡、法定代理人の死亡またはその代理権の消滅・変更によって登記手続代理権は消滅しない旨規定している。ところが、本人等の電子署名は、死亡等の市区町村などへの届出と同時に失効し、本人死亡後のオンライン申請は、有効な電子署名がなされていないものとして却下される。この矛盾を是正するために、本人等の死亡等を証する情報を添付したオンライン申請においては、一定期間内（現行印鑑証明有効期間3カ月と同期間が相当）は電子署名が有効なものとして検証できるシステムの構築を図るべきである。

(e) オンライン申請によるインセンティブの拡大

オンライン申請を魅力的かつ付加価値のあるものとしなければ、制度として利用されない。現在オンライン申請による登録免許税の減税は上限5000円にとどまっているが、会社設立における定款の電子認証においては4万円の減税効果を与えられ電子認証の利用率が飛躍的に上昇している。現在の登録免許税の減税措置はいかにも小出しである感が拭えない。登録免許税の軽減措置の拡大を図るべきである。

(2) 「登録免許税制」から「登記手数料制」への抜本的見直しに向けて

登記手続における登録免許税制を廃止して登記手数料制を導入するための制度の抜本的見直しに着手すること

（平成21年1月20日「司法書士制度推進議員連盟総会決議」）

昨年度通常国会において、ガソリン税の暫定税率が議論されたところであるが、不動産の登録免許税においては、日清・日露戦争の戦費負担のために創設され、その目的はすでに終了しているにもかかわらず国会の議論にはなっていない。

国民が不動産を取得した場合、相続税・贈与税あるいは取得税が課税されている。さらに登記申請時において所有権移転や抵当権設定の高額な登録免許税を二重に負担している現状は、国民の生活にかかわる問題として真剣に議論されなければならない。

政府は、本年「所得税法等の一部を改正する法律」の附則104条において、「……段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」としているが、もし消費税率引上法制化の際には、登録免許税制は廃止し、登記制度の維持運営に必要な国費を限度とする登記手数料制へ移行すべきである。

さらには、平成21年度税制要望において行動し、いまだ実現に至っていない下記要望につき引き続き運動していく。

1. 会社法施行に伴う小規模会社の商業登記にかかる登録免許税の税率を軽減すること
2. 贈与・相続・建物の売買等登録免許税率を平成17年度の負担水準に戻すこと
3. 災害による資力を失った被災者に対して、所有権保存登記にかかる登録免許税を軽減もしくは非課税とする助成措置を講ずること

（3）国民の意思に反する登記所の統廃合の反対

司法制度改革の理念は、「国民に身近で利用しやすい司法の実現」である。司法書士の簡裁代理権付与もその具体化の1つである。同様に、過去3000余カ所の登記所が全国に設置された歴史的事実も、「利用する国民にとっての利便性」を考慮してのことであった。しかし、平成20年7月14日現在、全国の登記所がオンライン指定庁となったが、これにより登記所の窓口が際限なく少なくなってもよいわけではない（平成21年1月末日現在497庁。商業登記取扱庁は近い将来50カ所にするともいわれている）。

法務省は、平成7年民事行政審議会答申による新統廃合基準(適正配置基準＝①年間登記申請件数1万5000件未満、②受入登記所まで公共交通機関・自家用自動車でおおむね30分以内のいずれかに該当するもの)および、平成11年4月27日の閣議決定「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」による登記所縮減目標(新統廃合基準に基づき平成17年頃までに民事行政審議会答申時の登記所数(1003カ所)のおおむね半分程度まで縮減を図る)に従って統廃合を進め、相当期間とされる10年が過ぎた現在、概ね目標を達成している。

本来、行政は国民により国民のために行われるものである。登記所の統廃合も当然この原則に従わなければならない。そうであれば、統廃合計画やその実施にあたっては、住民や、専門家である司法書士や土地家屋調査士等の意見を十分に聞くことが民主主義の理念に適うものといえよう。それが、地方は言うに及ばず都市部においても前記の適正配置基準さえ守られない統廃合が見受けられる。

さらに、廃庁地域の住民の利便性確保の方策として、証明書等の発行についても司法書士・土地家屋調査士事務所からオンラインによる交付を可能にしたり、また長い間慣れ親しんできた登記所は「法テラス」として活用することにより、いつでも、どこでも、誰でもが利用できる司法過疎対策の拠点にすべきである。

当政治連盟は、法務局・支局・出張所の今後の果たすべき役割を視野に入れ、証明書のオンライン交付の実現や平成7年民事行政審議会答申の厳格な運用を求めるなど、国民の立場に立って運動を展開する。

(4) 住民票除票・消除された戸籍の附票の保存期間を延長し、市民からの謄本交付請求に応じること

住民票の除票や消除された戸籍の附票の保存期間は5年と規定されているが、今日の広域化した経済社会生活の下、規定された当時と比べて住民の異動は頻繁となり、住民登録制度が「個人」を特定するための制度として、多くの分野で重要な役割を果たしている。

「住民票」・「除票」および「戸籍の附票」・「消除された戸籍の附票」は、共に、年金記録や登記など本人の同一性を住所・氏名で特定している場合の最も確実・正確かつ簡便・安価な証明手段である。

一方、行政の電子化により、多くの自治体における住民票・戸籍附票の事務も省スペース・低廉化され、その情報の検索も簡易・迅速化された。

除票・消除された戸籍附票の保存期間を延長することによる行政の負担増加は、それによって得られる住民の権利保全・利便性の向上と比較して、とても軽微なものと考えられる。

よって、「除票」・「消除された戸籍の附票」の保存期間および写しの交付期間について、現行5年を40年程度に延長することを求める。

電子化に伴う改製により改製原附票の保存期間満了が多くの自治体で迫っている。貴重な住民の異動記録が破棄されることのないよう、早急な対応を進めたい。

3 除籍、改製原戸籍の保存期間およびその謄本等の交付期間を少子高齢化社会に耐えうる期間に伸長すること

(1) 除籍、改製原戸籍の役割

戸籍は、日本国民の民法上の身分関係を登録・公証する唯一・無二の公文書である。

そのため、戸籍謄本は、その過去の記録である除籍謄本、改製原戸籍謄本と相まって、人の親族関係・相続関係の証明書類として各方面で多用されている（たとえば、預貯金の相続手続では、法定相続人を確定するために被相続人の出生時から死亡までの連続した除籍謄本、改製原戸籍謄本の提出を求められるのが一般的である）。

現在、除籍・改製原戸籍の保存期間は法務省令で80年または100年と規定されているが、少子高齢化が急激に進行した現代においては、保存期間の不足が明白となっている。

(2) 高齢化社会の到来

従来50年であった除籍の保存期間が80年に伸長されたのは、昭和36年である。同年の平均寿命は、男66.03歳、女70.79歳であり、除籍の保存期間はそれを上回っていた。なお、昭和35年の75歳以上の人口は、1.7%である。

平成19年の平均寿命は男79.19歳・女85.99歳、寿命中位数は男82.11歳・女88.77歳にも達し、今や、死亡者の過半数（51.17%）は、除籍の保存期間80年を超える年齢で亡くなっている。

90歳以上で亡くなる人の割合は昭和35年の1.5%（1万0565人）から平成19年には18.5%（20万5406人）と人口比で19.4倍に急増、昭和38年にわずか153人だった100歳以上の人口は、平成19年には200倍以上の3万2000人を突破した。これら長寿者の相続人探索を、今の除籍等の保存期間で賄えるといえるのか。

(3) 少子化の進行

昭和35年の生涯未婚率は男1.26%、女1.87%と低く、子のない人がごく少数だった。平成17年の生涯未婚率は男15.4%、女6.8%に急上昇し、たとえ結婚して

いても、婚姻持続期間15～19年で子供のいない夫婦の割合は5.6%と、最近20年間で倍増した。

子のない人の増加とほぼ比例して、兄弟姉妹が法定相続人となる相続が増加し、この場合には、被相続人の親の出生からの除籍謄本等が必要とされる。標準例として、35歳の親が生んだ子が85歳で死亡した場合には、除籍等の保存期間よりはるかに長期の120年を遡った除籍謄本等が必要となる。

(4) 法定相続人の確定不能による人権侵害の発生

保存期間の不足により探索されない相続人が多発し、次のとおり人権が侵害されている。

しかも、その侵害された権利が回復される可能性は皆無に等しい。

- ① 発見されなかった相続人が財産を相続する機会を奪われたことによる財産権の侵害（相続人が発見されず、特別縁故者へ分与した後の相続財産は国庫に入ってしまう）
- ② 他の相続人を発見することができないことにより相続税が増額することになる不当な課税
- ③ 親族または相続人たる身分を享受する機会を奪われることによる人権の侵害

よって、当政治連盟は、「除籍」、「改製原戸籍」の保存および謄本等の交付期間について、現行80年または100年を150年程度に延長することが適当であると考え、その実現を求めて運動を展開する。

4 消費者問題への対応

(1) 特定商取引法・割賦販売法等への対応

平成20年6月11日第169回国会で成立した「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）」は、すでに施行されている政令制定立案のための審議会への諮問、特定商取引法の迷惑メール対策、並びに、公布後2年6カ月以内に施行される過剰与信防止義務、調査記録作成義務、および、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）」と同時に施行される指定情報機関の名称使用制限を除き、本年中に施行される。そこで、悪質商法根絶に資する運用がなされるように、共同請願・陳情各団体および「消費者のための割賦販売法改正実現全国会議」等と連携して強力で運動を展開するとともに、「消費者行政推進基本計画（平成20年6月27日閣議決定）」により、今後、消費者庁において検討予定の貸金業法および割賦販売法の消費者

信用の一本化、並びに、消費者契約法、民法等の改正に向けて強力に運動を行う。

さらに、マルチ商法について、特定商取引法の連鎖販売取引の規律では、被害防止・救済が不十分であるので、マルチ商法の仕組み自体への規制も含め、立法措置を求めて運動を行う。

（2）消費者庁創設・消費者行政一元化への対応

市民生活における消費者問題の重要性に鑑み、平成19年度より「消費者庁の創設」を運動方針として取り組みを開始し、平成20年度第二次補正予算「消費者行政活性化基金事業」メニューの「消費生活相談窓口高度化事業」の専門的知識を有する者として司法書士を位置づけ、第171回国会において「消費者庁・消費者委員会関連三法」の成立を果たした。

今秋といわれる消費者庁の創設に向けてさまざまな準備があるので、当政治連盟も加入している「ユニカねっと（消費者主役の新行政組織実現全国会議）」と連携をして、消費者・生活者主役の行政への転換が図られるように強力に運動を行うとともに、都内在住・在勤・在学の消費者・生活者が消費者行政一元化のメリットを受けるためには、東京都および都内区市町村の消費者行政強化・充実が不可欠であるので、「TOKYO 消費者行政充実ねっと」とも連携し、都議会および都内区市町村議会に対して強力に運動を行う。

（3）多重債務者問題・金利問題

上限金利の引下げおよび総量規制の導入等を行う「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）」（以下、「改正貸金業法」という）の完全施行が来年6月中旬までになされることから、平成19年定時総会で「利息制限法の制限利率引き下げを求める決議」を、平成21年定時総会で「改正貸金業法完全施行の早期実施を求める決議」を採択した東京司法書士会とともに、超党派で構成される「多重債務問題対策議員連盟」（共同代表：枝野幸男衆議院議員・後藤田正純衆議院議員、顧問：与謝野馨衆議院議員・菅直人衆議院議員ほか、幹事：菅原一秀衆議院議員ほか）とも連携し、見直し規定により上限金利の引下げおよび総量規制の導入等が骨抜きにされないように強力に運動を行う。

多重債務者対策については、改正貸金業法附則66条により、関係省庁相互間の連携を強化して総合的かつ効果的に施策を推進する政府の責務が定められ、「多重債務問題改善プログラム」により、都道府県に多重債務対策本部（または協議会）が設置され、政府と地方自治体とが一体となって取り組むこととされているので、消費者行政一元化の取り組み課題として消費者庁に担当させるとともに、不十分とされるセーフティーネット貸付けが充実されるように、「多重債務問題対

策議員連盟」と連携し、強力に運動を行う。

また、元本すら返済できない低所得者層の拡大により、低金利のセーフティネット貸付けでは対応できない多重債務問題の解決に向け、労働政策の見直しを求めるとともに、射倖性の強いギャンブルであるパチンコの広告を異常なほど流す広告のあり方についても、改善を求めて強力に運動を行う。

(4) 東京地方裁判所民事第20部問題への対応

平成18年度、東京地方裁判所に対して、①「本人申立てによる自己破産手続の事実上排除の運用」を直ちに中止すること、②本人申立てによる自己破産手続についても、少額管財を適用すること、について、同地方裁判所民事第20部の運用改善要求書を趣旨賛同団体として、東京司法書士会とともに提出した。本人申立てについては、一時的に受理されたが、その後、弁護士会相談センターへの誘導等、排除の運用が続いており、少額管財に至っては、本人申立てに全く運用がされていない。

本人申立てを事実上排除して弁護士代理を強要すること、あるいは、本人申立てについて少額管財を利用させないことは、「裁判を受ける権利（憲法32条）」および「平等権（憲法14条）」に違反するとの内外からの強い指摘がある。このような、憲法で保障された基本的人権を損なう同地方裁判所民事第20部の運用は、断じて認められるべき行為ではないので、直ちに改善されるように被害者の会とともに、「多重債務問題対策議員連盟」と連携して、強力に運動を行う。

また、東京地方裁判所民事第20部の運用問題については、会員が司法行政文書の開示請求に関する国家賠償請求訴訟を提起しているので、運用改善に資するように、側面から支援を行っていく。

5 中小企業の事業承継支援への取組み

中小企業の事業承継は、経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在が深刻化し、いかに「事業（経営）」を「承継」させるか、社会問題化している。円滑な事業承継を図ることは、「専門的技術の承継」および「雇用の確保」のため、ひいては「地域経済の活性化」に必要不可欠である。420万社中小企業こそが、地域のポテンシャルを集約し地域力を高める原動力であるとして、平成20年5月「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立した。

事業承継問題には、①誰（親族・従業員・その他）を後継者にするか、②経営者個人の事業資産の相続対策、③経営権の集中、④相続税負担に対する資金等がある。

問題解決にあたって種類株式の組み合わせ等を活用することが有効であるが、後継者の自社株式の取得に係る問題が大きい。そこで、株式を含む①相続財産の遺留分の問題（民法の特例：生前贈与株式の遺留分からの除外、その評価の固定）並びに②相続税の負担（後継者が発行済議決権付株式の総数の3分の2に達するまでの部分の取得等の要件により80%納税猶予）および③金融支援の観点等から、アドバイスしていく必要がある。

さらに、事業承継支援センターや、散在している財や経営資源を集中させるため地域力連携拠点の設置や、アドバイザーとして各地域において専門職が必要とされている。司法書士は、中小企業にとって身近な相談相手であり、地域に偏在していない。企業法務・相続・成年後見のスペシャリストとして、総合的な視点から、公認会計士等他の専門家とともに中小企業の経営のアドバイザーとして活躍することが望まれている。

しかし、同法に対する参議院附帯決議にもあるとおり、遺留分に関する特例措置の要件の緩和、納税猶予制度の適用範囲の拡大の必要、親族外への経営の承継の円滑化には配慮されていないなど問題点も多く、積極的に利用されるに至っていない現状がある。当政治連盟としては、今後円滑に利用されるように、法改正に向けて運動していく。

6 公共嘱託登記司法書士協会への協力・支援

50の公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱協会」という）があり、官公署から不動産の権利に関する登記を受託し、登記の専門家である司法書士を結束して正確で迅速な登記手続を行っている。公嘱協会は、官庁の予算に直接かかわる業務をなし、公益的役割を果たす組織である。

規制改革により官公署からの民間への業務委託が増大している今日、公共的業務に直接かかわる公嘱協会の今後の可能性をさらに期待するものであり、当政治連盟として、次の目標を掲げ運動する。

- ① 司法書士法施行令4条（政令4条）の見直し 「公共の利益となる事業を行う者」とされる独立行政法人等が、法律の施行と同時に政令4条に追加変更なされるようにすること。あるいは、政令4条を包括的な条項とすること。
- ② 国や各自治体に対する嘱託登記業務のアウトソーシングの推進 国や各自治体が処理できずに山積している複雑な事件、あるいは迅速な処理が望まれる大量事件をオンライン申請の態勢が整備され、専門家として適正に事件

処理ができる公嘱協会へアウトソーシングされることを促進すること。また、それらの事件の情報収集に協力・支援すること。

上記目標を達成するため、当政治連盟は、司法書士制度推進議員連盟の議員並びに顧問議員への協力要請を通じて、東京公共嘱託登記司法書士協会の活動を支援するとともに、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会と今後一層連携を深め活動する。

7 社団法人成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援——成年被後見人に選挙権を付与する運動——

仮に成年被後見人から「私の選挙ハガキはどこ、選挙に行かないと」と促されたら、成年後見人は事情の説明に窮することになるであろう。しかし、この成年被後見人の素朴な要望に問題の真髄があるのである。問題の第1に、成年被後見人は、選挙権を認識しており、また投票を希望もしている。その認識・希望が顧みられないのはなぜかである。第2に選挙権は、憲法で保障された国民の基本的かつ重要な権利である。成年後見制度を利用するとなぜこの権利が剥奪されなければならないのか、である。誰がこれらの問題に明快に答えることができるであろう。

第1の問題について、公職選挙法11条1項1号に「選挙権及び被選挙権を有しない」とする者の中に「成年被後見人」が規定されている、という形式的な理由ではとても満足を与えることはできない(同法の規定は、禁治産者と成年被後見人とを置き換えただけといわれている)。もしそう答えるのであれば、それは成年後見制度と旧制度である禁治産制度とを全く同視・同価値とみる答えである。なぜならば、成年後見制度の基本理念の1つたるノーマライゼーションを忘れた議論であるからである。

第2の問題に答えるのはさらに難しいであろう。なぜならば、憲法上の基本的権利である参政権に制約を加えることができるとしたならば、それは「公共の福祉」という概念によるものであるはずである。ならば、成年被後見人に選挙権を与えたとすると「公共の福祉」に何か問題を生ずるのであるだろうか。かえって選挙権を与えないことのほうが「公共の福祉」に反するという考えを多くの国民が支持するであろう。

そもそも成年後見制度は、主に財産管理関係において成年被後見人を護るために制度化されたものである。成年後見制度を利用すると選挙権という重要な権利が剥奪されるということは本末転倒ではないであろうか。さらに、財産管理能力

■（第2号議案）平成21年度運動方針、組織・事業活動方針（案）

と選挙権行使能力とを同視するという考え方にも、やはり成年後見制度の基本理念たる自己決定権の尊重というものを軽視する目線があると感じざるを得ない。

当政治連盟は、社団法人成年後見センター・リーガルサポートと連携して成年被後見人の選挙権獲得についての運動を強力に推進していかなければならない。

■組織・事業活動方針 (案)

我々司法書士を取り巻く環境が激変している現在、司法書士制度のさらなる発展のため、司法書士が携わっている業務の重要性・専門性を訴え、会員が一丸となって対応していく体制を維持していく必要がある。そのため、今まで以上に我々の組織を強化発展させる活動を積極的に行っていく必要があり、下記の事項を中心とした活動を行う。

1 顧問議員、友好議員との連携、交流と情報収集の強化

政治連盟の究極的な目標は、国民の代表者である国会議員等へ我々の主張を理解していただき、それを現実化することにある。当政治連盟の顧問議員を囲む会、友好議員による講演会の開催等を通じて交流を図り、それによる情報収集の強化を図る。こうした不断の活動が各議員との信頼関係へとつながり、司法書士制度の大変革時代に大きな力となる。

2 司法書士他団体との協力関係の強化

本会をはじめ司法書士の各団体とは、その活動形式、内容は異なっても、どの団体とも司法書士制度の充実・発展という目的では一致している。今後とも各団体との協議会や各種の共催事業を通じて、お互いの活動状況を相互に理解し、司法書士界全体の発展に寄与できるよう、協力関係を強化していく。

3 広報活動の強化

会員に対する政治連盟の活動の広報を充実させる。これまで、会員に対する広報の手段としては、「青い空」「ブルーサンダー」等、紙媒体によるものが主流であったが、速報性に欠ける部分もあり、当政治連盟のホームページを活用させ現在直面している問題あるいは政治連盟活動状況、成果等を随時公表していく。

4 財政基盤の強化

政治連盟の活動は、動く人とそれを支える財政があって成り立っている。そのため、会費納入の財政問題は永遠の課題ではあるが、いかなるときでも活動に影響を及ぼすような資金不足に陥ってはならない。実際、日本司法書士政治連盟の単位会の中には会員の100%会費納入を実現させている単位会もある。

我々は、会員に対し政治連盟の活動の重要性を常に訴え、また実務的な法改正に関する問題でも、最新の情報を提供し、政治連盟の存在意義を強く主張して共感と理解を得て会費納入率アップを図っていく。

5 支部活動・地区活動の強化

各支部、各地区における情報・意見の交換を積極的に行い、各支部・各地区単位での活動を強化する。各会員が日常の業務を行うにあたり、最も身近な情報交換の場である各支部・各地区において、政治連盟の運動に対する理解、協力を得ることが、さまざまな活動を支えることとなる。各支部・各地区における独自の事業の企画等も含め、支部活動・地区活動を強化していく。

6 会員の活動への連携強化

各会員が政治連盟の活動を行うにあたり、どのようなことができるのか、どのように活動することが望ましいのか、どのような手法を用いるのが効果的なのか、各会員へ的確に支援できる体制を構築し、強化していく。

歴史ある我々の活動を正確に各会員へ伝えていくために、またこれからの我々の揺るぎない活動を行うためにも、顧問・友好議員の名簿化、さまざまな活動のマニュアル化等をはじめとした会員との連携を強化していく。

(第5号議案) 大会宣言採択の件

大会宣言 (案)

サブプライム問題から始まった世界金融危機が終わりをみせようとしていない。リーマン・ショックや米連邦倒産法第11条の申請をしたクライスラー社、GM社など、その衝撃は記憶に新しい。

日本においては司法制度改革の骨格のひとつである裁判員制度が今年からついに始まった。同改革からロースクールや法テラス、ADR法が生まれ、司法書士に簡裁代理権が付与された。これらの改革はひとえに国民の司法アクセスの充実のためであり、司法書士による140万円に限られない制約なき法律相談権はそのためにも必ず確立しなければならない。

また登記申請においてはオンライン化の普及が求められているが、司法書士による登記原因証明情報の作成・認証権限、その他の添付書類の認証権限が付与されればより責任が明確化され、登記の真正担保になり、その利用が促進されるであろう。そのためにも本人確認情報の必須化による登記識別情報の抜本的見直しも検討しつつ、不動産登記制度の発展を目指していかなければならない。

さらに今年は、食品偽装や製品事故、ヤミ金融やグレーゾーン金利問題、割賦販売による高齢者等への次々販売等、消費者被害の問題解決のために消費者庁・消費者委員会関連三法が成立した。この分野における司法書士の活躍も国民から期待されている。これらの問題にも対応するため、司法書士の自治を尊重した懲戒制度の確立に向けた法改正も急がなければならない。

東京司法書士政治連盟は、国民からの期待に応えるべく、司法書士制度を国民のための制度、国民にとってより身近な制度とするため、全力をあげて運動を展開することをここに宣言する。

平成21年7月17日

東京司法書士政治連盟 第40回定時大会